

2015年3月31日

衆議院議員 各位
参議院議員 各位

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

介護報酬改定の告示・通知の尋常ならざる遅れの抜本的な改善・再発防止へのご尽力をお願いします

前略 社会保障制度の確保・改善に向けたご尽力に敬意を表します。

さて、2015年介護報酬改定では、居宅介護支援を除く単位数の告示が3月19日となりました。施設基準と居宅介護支援の単位数告示は3月23日でした。さらに、介護報酬を算定するための通知は、3月27日付でした。

告示において介護報酬の単位や施設基準そのものはわかりますが、正確な算定要件や施設基準要件は、通知が発出されてはじめて判明します。厚生労働省は3月3日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で告示案、通知案を示しましたが、正式な告示・通知では大幅な訂正が行われています。担当課長会議自体も2009年は2月19日開催、2012年は2月23日開催でしたので、大幅に遅れております。

一方、施設基準のある単位数等は、あらかじめ体制等状況一覧表や届出書を提出する必要がありますが、これについて、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その8）（平成27年3月25日事務連絡）」では、「支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、今回は予算編成作業がずれ込んだ関係で、通常の事務処理スケジュールより遅延していることから」としつつ、介護職員処遇改善加算を除く全てのサービスの提出期限を4月1日としています。しかし、これでは、正確な算定要件がわかる前に届出準備をしないでなりません。

介護報酬は、事業所が受ける報酬であると同時に、社会保障として国民が受ける介護の質と量を規定するものです。介護サービスを提供する事業所は、事前に利用者にどのようなサービスであるかを説明し、4月1日からは利用料を徴収しなければなりません。改定スケジュールの遅れは、事業者や、介護を受ける方に大きな影響を与えるものです。

当会では、「介護報酬改定の告示・通知の尋常ならざる遅れに対する抗議と抜本的な改善・再発防止を求める」要望書を厚生労働大臣あてに送付しましたが、国会においてもこの問題を取り上げていただき、改定スケジュールが大幅に遅れた原因を検証し、今後このような遅れを生じさせないための実効ある対策を実施させるよう、ご尽力をお願い致します。

また、そもそも、総選挙がなくても年末予算編成・4月施行は、算定通知が3月になるため、改定内容の周知を図るには、かなり厳しいスケジュールです。

2016年4月には診療報酬改定も予定されていますが、診療報酬についても告示・通知の遅れが常態化しており、医療機関も患者さんも大きな影響を受けています。

当会は、事業者への周知を図るために、診療報酬・介護報酬とも、改定実施を改定年の6月実施にすることを求めています。ぜひ、6月実施の実現についてもご尽力いただけますよう、お願い致します。

以上